



島根県報

平成25年4月16日（火）

号外第79号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の決定	（道路維持課）	2
道路の区域の変更	（ " ）	3
道路の供用開始	（ " ）	4

告 示**島根県告示第274号**

道路の区域を次のように決定したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年4月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	敷地の幅員	延 長		
県 道	宍道湖湖北自転車道線	松江市西浜佐陀町1391番地先から同市打出町235番地先まで	メートル 2.00～ 6.20	メートル 1,216.00	松江県土整備事務所	

島根県告示第275号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年4月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	米子伯太線	安来市吉佐町字細田平1197番5地先から同市伯太町安田山形358番1地先まで	前	メートル 10.00～ 28.00	メートル 288.00	松江県土整備事務所広瀬土木事業所 減幅
			後	10.00～ 21.00	288.00	
〃	津和野田万川線	鹿足郡津和野町田二穂字コミトロ804番9地先から同町部栄字小床257番2地先まで	前	5.50～ 6.20	207.00	益田県土整備事務所津和野土木事業所 拡幅
			後	12.20～ 27.00	207.00	

島根県告示第276号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年4月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	境美保関線	松江市美保関町美保関1537番1地先から同777番5地先まで	メートル 175.00	平成25年 4月16日	松江県土整備事務所	
〃	斐川一畑大社線	出雲市灘分町1818番3地先から同1620番5地先まで	264.00	平成25年 4月16日	出雲県土整備事務所	
〃	美都匹見線	益田市匹見町落合イ125番地先から同イ126番3地先まで	145.20	平成25年 4月16日	益田県土整備事務所	
〃	浜田美都線	益田市美都町板井川1652番2地先から同860番1地先まで	240.00	平成25年 4月16日		
〃	津和野田万川線	鹿足郡津和野町田二穂字コミトロ804番9地先から同町部栄字小床257番2地先まで	207.00	平成25年 4月16日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	
〃	珍崎浦郷港線	隠岐郡西ノ島町大字浦郷1409番7地先から同1406番11地先まで	73.22	平成25年 4月16日	隠岐支庁県土整備局	